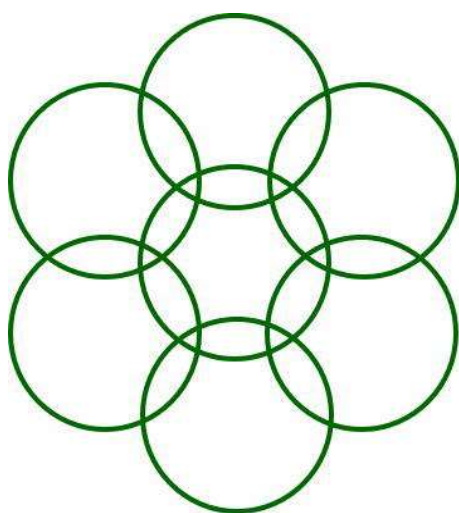


# 第2次七飯町男女平等参画基本計画

2016-2025



平成28年4月

七 飯 町

## ～ 目 次 ～

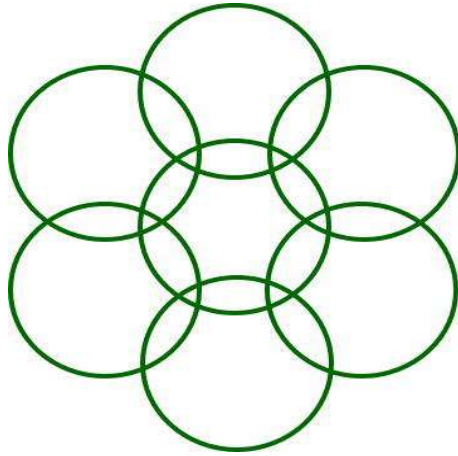
第1章	基本計画の策定にあたって	1
	1 基本計画策定の趣旨・背景	
	2 基本計画の位置づけ	
	3 基本計画の期間	
第2章	基本計画の基本的な考え方	4
	1 基本計画の役割	
	2 基本計画の性格	
	3 基本計画の基本理念	
第3章	基本計画の体系	7
第4章	5ヶ年の最重点目標	11
第5章	基本計画の内容	15
	基本目標（1）	
	男女共同参画を進める社会をつくろう	16
	基本的施策	
	①政策・方針決定の場への女性参画を拡大しよう	17
	②地域における男女共同参画を実現しよう	18
	③男女共同参画のための自立支援をしよう	19
	④少子高齢化に対応した町づくりを推進しよう	20
	基本目標（2）	
	職場・家庭における男女共同参画を実現しよう	21
	基本的施策	
	①家庭における男女共同参画を実現しよう	22
	②職場における男女共同参画を実現しよう	23
	③農林水産業・商工業等自営業における	
	男女共同参画を確立しよう	24
	基本目標（3）	
	男女平等意識を確立し女性の人権が尊重される社会を	
	形成しよう	25
	基本的施策	

①家庭・地域における男女平等意識を推進しよう	・	26
②保育所・幼稚園・学校における男女平等意識を 推進しよう	・・・・・・・・・・・・・・・・	27
③女性に対する暴力を根絶しよう	・・・・・・・・	28
④生涯を通じた女性の健康支援をしていこう	・・・	29
第6章 基本計画の推進体制	・・・・・・・・・・・・・・・・	30

参考資料

・男女共同参画社会基本法	・・・・・・・・	33
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	・・・・	42
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	・	56
・北海道男女平等参画推進条例	・・・・・・・・	75
・七飯町男女平等参画推進条例	・・・・・・・・	82





## 第 1 章

### 基本計画の策定にあたって

- 1 基本計画策定の趣旨・背景
- 2 基本計画の位置づけ
- 3 基本計画の期間

## 1 基本計画策定の趣旨・背景

男女共同参画社会の形成を推進する上で、平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）が施行され、北海道においても基本法に基づき平成13年4月に北海道男女平等参画推進条例を公布、平成14年3月に第1次北海道男女平等参画基本計画を策定し、さらに平成20年3月に第2次北海道男女平等参画基本計画が策定され、当町においても平成23年11月に七飯町男女平等参画基本計画を策定しました。その後、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が平成27年9月に成立し、国においては第4次男女共同参画基本計画が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

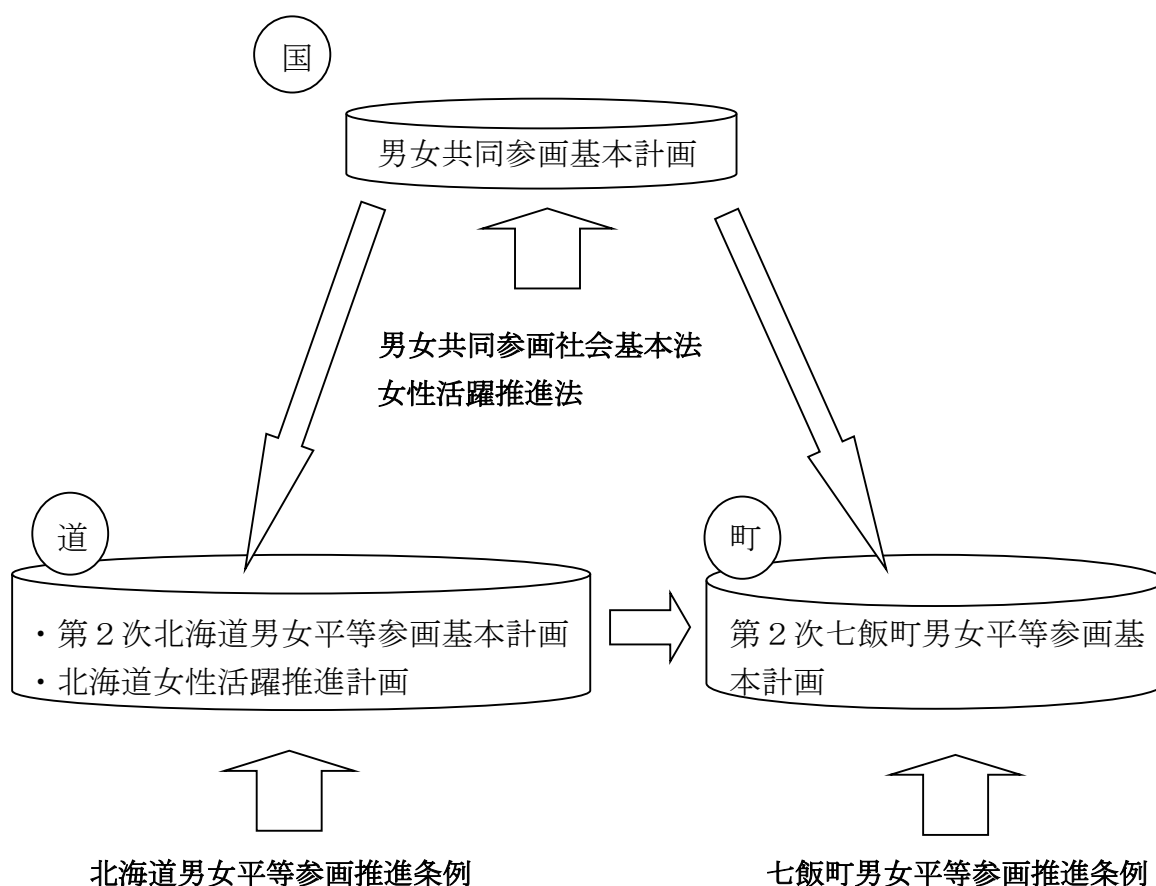
この状況を踏まえ、第2次七飯町男女平等参画基本計画（以下「基本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を勘案した上で、前七飯町男女平等参画基本計画を継続し、更に充実した計画とします。



## 2 基本計画の位置づけ

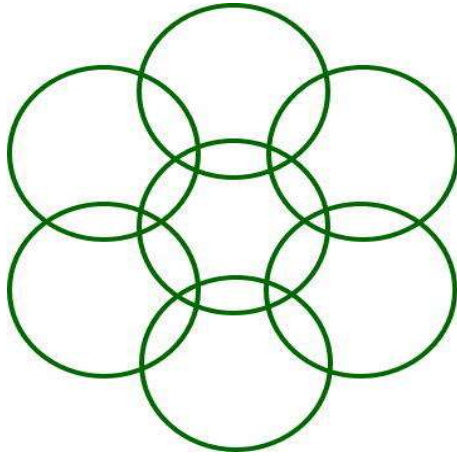
この基本計画は、七飯町男女平等参画推進条例（平成21年条例第32号。以下「町条例」という。）に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画で、基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

また、女性活躍推進法第6条第2項に規定される推進計画も兼ねているほか、長引くコロナ禍による生活不安やストレス等を要員としたDV（ドメスティック・バイオレンス）被害が増加していることから、基本目標（3）に続く一連の施策を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定される市町村基本計画と位置付け、両計画を包含した基本計画として、一体的に施策を展開していくこととします。



## 3 基本計画の期間

基本計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。



## 第2章

### 基本計画の基本的な考え方

- 1 基本計画の役割
- 2 基本計画の性格
- 3 基本計画の基本理念

## 1 基本計画の役割

基本計画は、基本法、女性活躍推進法及びDV防止法の理念を踏まえ、男女が社会の対等な構成員として男女共同参画社会を築くために、町民、企業、地域の各団体、行政等が一体となって取り組む施策を総合的・体系的に推進するための行動計画とするものです。

## 2 基本計画の性格

- ① 基本計画は、基本法及び町条例に基づいて策定する計画であり、七飯町の男女共同参画施策を推進する上で基本となる計画とします。
- ② 少子高齢化、就業構造及び就業形態の変化、ライフサイクルの変化等社会経済環境の変化に対応し、七飯町の男女共同参画社会形成に関する施策を総合的、体系的に推進するための計画とします。
- ③ 国の第4次男女共同参画基本計画及び第2次北海道男女平等参画基本計画との整合性を図った計画とします。
- ④ 国の女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を勘案した計画とします。

## 3 基本計画の基本理念

基本計画は、町条例第3条に規定する、次の7つの基本理念を基本計画の基本理念とし、3つの基本目標と11の基本的施策を定めます。

### ● 基本理念

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別により差別を受けないこと、男女ともに個性が尊重され、能力を発揮する機会が確保されること、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別によって役割を分けるような習慣を見直すこと。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町における施策及び事業者における方針の立案又は決定に対等に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家族生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、豊かな家庭生活を享受しつつ、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解及び決定が尊重されるときともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康の維持が図られること。
- (6) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。）が根絶されること。
- (7) 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会における取組を踏まえながら行われること。



●基本目標及びその基本的施策

基本目標Ⅰ：男女共同参画を進める社会をつくろう

基本的施策：①政策・方針決定の場への女性参画を拡大しよう

②地域における男女共同参画を実現しよう

③男女共同参画のための自立支援をしよう

④少子高齢化に対応した町づくりを推進しよう

基本目標Ⅱ：職場・家庭における男女共同参画を実現しよう（推進計画関係）

基本的施策：①家庭における男女共同参画を実現しよう

②職場における男女共同参画を実現しよう

③農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画を確立しよう

基本目標Ⅲ：男女平等意識を確立し女性の人権が尊重される社会を形成しよう

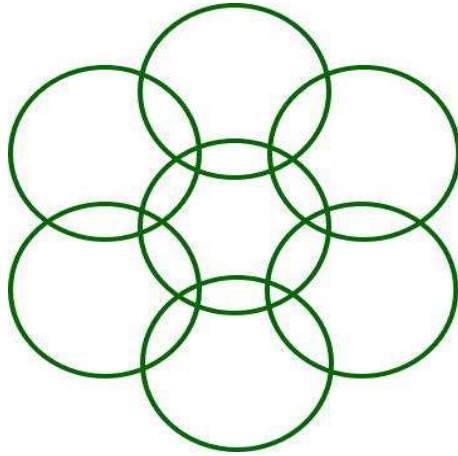
基本的施策：①家庭・地域における男女平等意識を推進しよう

②保育所・幼稚園・学校における男女平等意識を推進しよう

③女性に対する暴力を根絶しよう

④生涯を通じた女性の健康支援をしていこう



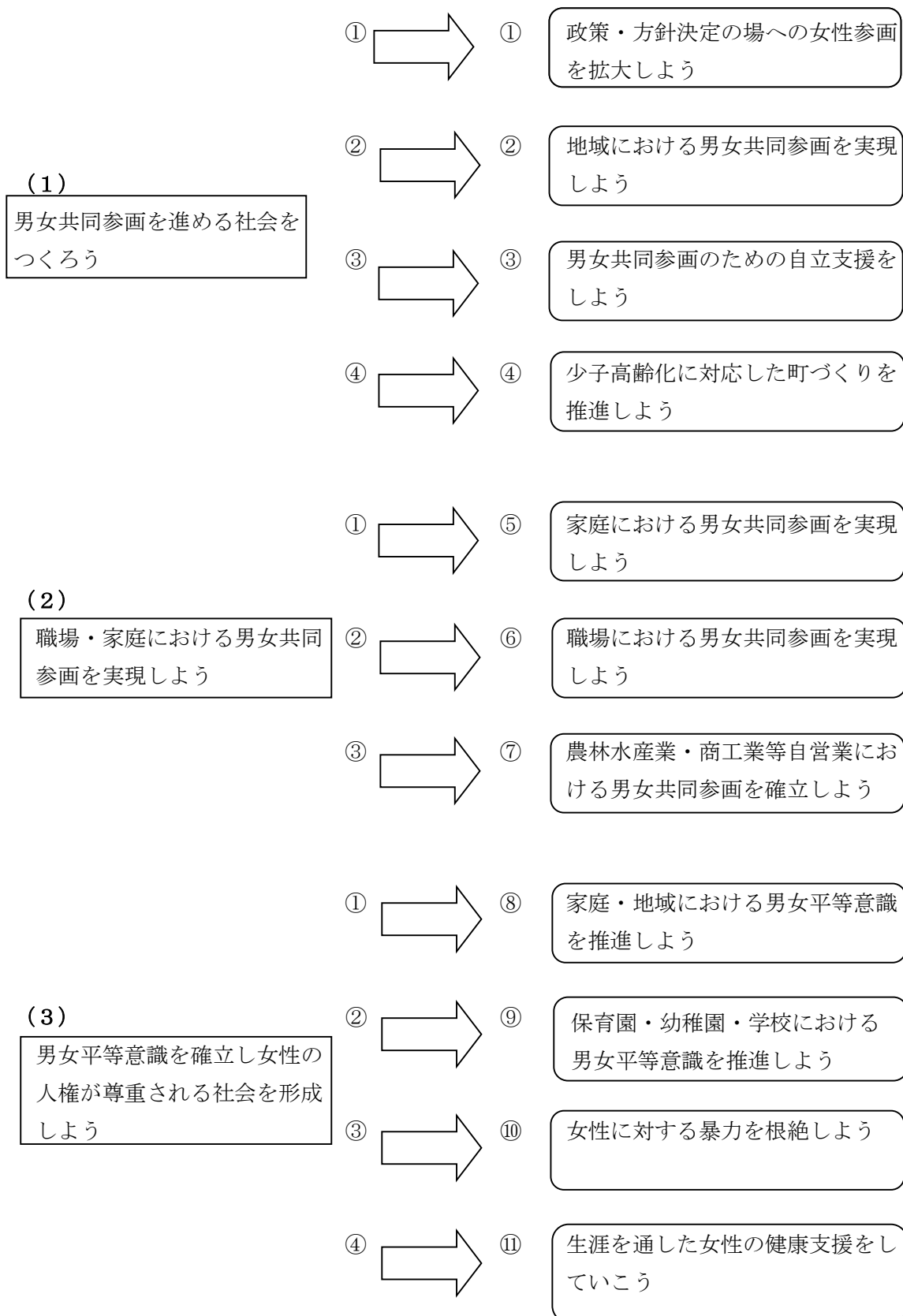


### 第3章

#### 基本計画の体系

## 基本目標

## 基本的施策



## 具体的施策

- ① 政策、方針決定における過程への女性の参画拡大（登用率の目標、女性の構成比率を20%以上）  
自治体、各種団体等の役職登用および指導者の意識改革  
女性の能力開発や意識改革を促す女性リーダー研修会、各種大会への派遣助成

- ② 地域社会の性別固定的役割分担意識や慣習の見直し（広報、啓発活動）  
自治会、各種団体の指導者への女性の登用  
女性が地域活動に参加しやすい支援体制の整備  
地域、ボランティア活動等における男女共同参画の促進  
各種団体における啓発活動の促進  
地域づくりの意思決定の場への女性の積極的参加の促進  
職場中心の意識、ライフスタイルの見直しと地域活動への促進

- ③ 男性の日常生活面の自立支援  
ひとり親家庭の経済面の自立支援

- ④ 多様な保育ニーズへの対応（延長保育、乳児保育、一時保育、障がい児保育、病後時保育）  
子育て支援センターの充実  
放課後児童クラブ（学童保育）の充実  
子育て相談事業の充実  
在宅サービスの充実  
地域福祉活動の促進  
シルバー人材センターの参加促進

- ⑤ 家事、育児、介護等における男女共同参画の促進  
男性の家庭生活参加の啓発、広報

- ⑥ 職場における育児・介護休業制度の導入促進啓発・広報  
出産・育児後の再就職における正規雇用の推進  
男女賃金格差是正の啓発促進  
職場における男女昇進、昇格制度の是正と啓発促進  
女性の職業能力開発機会の充実  
セクシャル・ハラスメント防止対策の推進

⑦

女性の経営方針決定の場への参画促進  
女性の経済的地位と能力の評価  
広い視野を養うネットワークづくり  
農業経営等家族経営における共同参画の促進（家族経営協定の促進）

⑧

生涯教育における学習機会の充実  
家庭における平等意識を醸成させるための情報提供と意識啓発  
男女の固定的役割分担意識にとらわれない表現と情報の発信

⑨

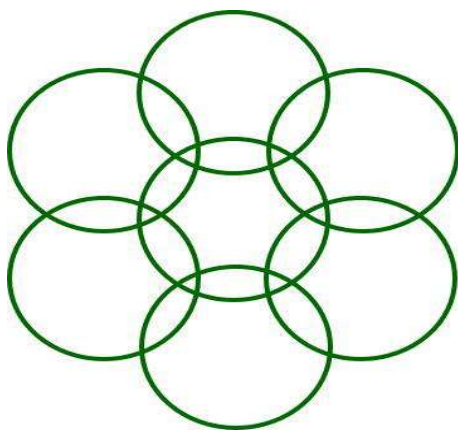
幼児教育・学校教育を通して男女平等意識の育成  
男女共生教育の推進  
保育所・幼稚園・学校における活動方針決定の場への女性の参画  
教職員研修及び保護者への啓発

⑩

女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり  
被害者・加害者に対する相談、カウンセリング等救済のための関係機関との連携

⑪

性と生殖に関する権利の確立  
女性の健康管理・健康保持増進対策の推進



## 第4章

### 5ヶ年の最重点目標

男女共同参画を推進するための11の重点目標のうち、緊急性や重要性が高いとされる次の項目を5ヶ年の最重点目標とします。

## 1 政策・方針決定の場への女性参画を拡大しよう

政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、町は率先して審議会や委員会に女性を積極的に選任するよう取り組みます。

また、コミュニティ、企業や団体等においても女性の活躍の場が広がっていくように、啓発を含めた働きかけを推進します。

- 審議会・委員会等における女性の構成比率を各20%以上に
- 自治体、各種団体等の役職登用
- 自治体、各種団体等の指導者の意識改革
- 女性の能力開発や意識改革を促す女性リーダー研修会、各種大会への派遣助成

(基本目標(1)－基本的施策①)

## 2 地域における男女共同参画を実現しよう

地域における男女共同参画を実現するためには、町内会や各種団体活動において、これまでのような男性中心の運営から女性の意見が充分反映できるよう、役員や運営委員などに積極的に女性の登用を促進していくことが重要です。

- 地域社会の性別固定的役割分担意識や習慣の見直し(広報、啓発活動)
- 町内会、各種団体の指導者への女性の登用
- 女性が地域活動に参加しやすい支援体制の整備
- 地域、ボランティア活動等における男女共同参画の促進
- 各種団体における啓発活動や情報発信の促進
- 地域づくりの意思決定や企画・政策立案の場への女性の積極的参加の促進
- 職場中心の意識、ライフスタイルの見直しと地域活動への促進

(基本目標(1)－基本的施策②)

### 3 職場における男女共同参画を実現しよう（推進計画関係）

男女雇用機会均等法の改正により、雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されたにもかかわらず、企業における募集、採用状況は厳しく、昇進においても、依然として登用が少ない状況にあります。

労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、企業への普及啓発を積極的に促進します。

- 職場における育児・介護休業制度の導入促進啓発・広報
- 出産・育児後の再就職における正規雇用の推進
- 男女賃金格差是正の啓発促進
- 職場における男女昇進、昇格制度の是正と啓発促進
- 女性の職業能力開発機会の充実
- セクシャル・ハラスメント防止対策の推進

（基本目標（2）－基本的施策②）

### 4 家庭・地域における男女平等意識を推進しよう

男女平等の意識を育むためには、幼児期から固定的な性別役割分担意識にとらわれることのない教育を進めることが必要です。

特に、子どもは父母の考え方や行動に強く影響を受けるため家庭・地域における人権尊重、男女平等意識の学習、教育機会の充実を図っていく必要があります。

- 生涯教育における学習機会の充実
- 家庭における平等意識を醸成させるための情報提供と意識啓発
- 男女の固定的役割分担意識にとらわれない表現と情報の発信

（基本目標（3）－基本的施策①）



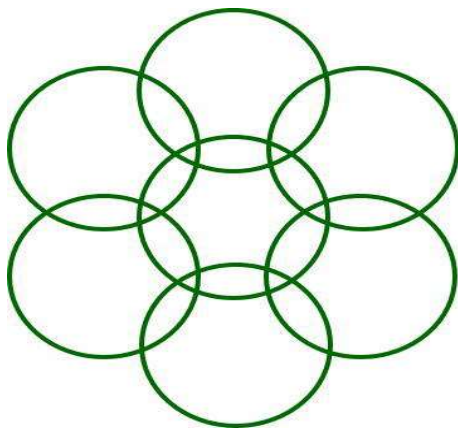
## 5 保育所・幼稚園・学校における男女平等意識を推進しよう

生涯において男女平等意識の確立を図るため、特に人格形成の最も重要な年齢にある幼児教育・学校教育のあらゆる場で、固定的な性別役割分担意識にとらわれることのない教育・教育施策を積極的に推進していかなければなりません。

- 幼児教育・学校教育を通して男女平等意識の育成
- 男女の人権を尊重する教育の推進
- 保育所・幼稚園・学校における活動方針決定の場への女性の参画
- 教職員研修及び保護者への啓発

(基本目標 (3) - 基本的施策②)





## 第5章

### 基本計画の内容

- (1) 男女共同参画を進める社会をつくろう
  - ①施策・方針決定の場への女性参画を拡大しよう
  - ②地域における男女共同参画を実現しよう
  - ③男女共同参画のための自立支援をしよう
  - ④少子高齢化に対応した町づくりを推進しよう
  
- (2) 職場・家庭における男女共同参画を実現しよう（推進計画関係）
  - ①家庭における男女共同参画を実現しよう
  - ②職場における男女共同参画を実現しよう
  - ③農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画を確立しよう
  
- (3) 男女平等意識を確立し女性の人権が尊重される社会を形成しよう
  - ①家庭・地域における男女平等意識を推進しよう
  - ②保育所・幼稚園・学校における男女平等意識を推進しよう
  - ③女性に対する暴力を根絶しよう
  - ④生涯を通じた女性の健康支援をしていこう

## 基本目標（１）

### 男女共同参画を進める社会をつくろう

「政策等の立案及び決定への共同参画」は、基本法の基本理念の一つであり、大変重要な柱です。女性と男性が社会の対等な構成員として政策、方針決定の場に参画し、女性の意見が反映できるよう国の数値目標に向け、各種審議会、委員会等への女性参画の拡大推進を図ると共に、各種団体等に対し女性の役職登用の啓発を促進します。このため各種研修の機会を充実し、多くの人材を育成していく必要があります。

また、男女共同参画社会において個人が自立して生きるための様々な支援、高齢者・障がい者など社会的弱者が安心して暮らせる条件の整備をしていくなど社会全体の対応が必要です。

## 基本目標（１）－基本的施策①

政策・方針決定の場への女性参画を拡大しよう

### 【現状と課題】

女性の社会参加は進んできているにもかかわらず、政策・方針決定の場への女性の参画は、充分とは言えない状況です。また、行政機関の各種審議会、委員会への女性の登用はその自治体の男女平等意識の成熟度の一つの指標であると言われてしています。

行政施策の対象の半数は女性であり、女性の意見や考え方をあらゆる分野に反映させることは、女性の能力開発や地位向上だけでなく、男女共に多様な生き方を選択できることにつながるため、女性の議会、審議会、自治体、各種団体の政策、方針決定の場への参画を積極的に進めていく必要があります。

さらに、参画しやすくするためには、行政、各種団体等の構成員の意識の改革もしていく必要があります。

### 【関連：七飯町男女平等参画推進条例】

第10条（附属機関等における構成員の男女均衡）

具 体 的 施 策	関 係 課
政策、方針決定における過程への女性の参画拡大 （登用率の目標：女性の構成比率を各20%以上）	全庁 総務財政課 政策推進課
自治体、各種団体等の役割登用	
自治体、各種団体等の指導者の意識改革	
女性の能力開発や意識改革を促す女性リーダー研修 会、各種大会への派遣助成	

## 基本目標（1）－基本的施策②

地域における男女共同参画を実現しよう

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、町内会、各種団体等の地域活動において、男性中心の運営から脱却し、女性の意見が十分に反映できるよう指導者層への女性の登用を促進していくことが重要です。

しかし、一方ではボランティア、社会福祉等の地域における活動については、女性が中心であり、男性の参画を促進していく必要があります。これらの活動を促進するためには、女性も男性も固定的な役割分担意識にとらわれず、男女共同参画に関する認識を深め、社会の制度や慣行等を是正していく啓発、広報活動の充実が求められます。

【関連：七飯町男女平等参画推進条例条文】

具体的施策	関係課
地域社会の性別固定的役割分担意識や慣習の見直し (広報、啓発活動)	全庁
町内会、各種団体の指導者への女性の登用	
女性が地域活動に参加しやすい支援体制の整備	
地域、ボランティア活動等における男女共同参画の促進	
各種団体における啓発活動や情報発信の促進	
地域づくりの意思決定や企画・政策立案の場への女性の積極的参加の促進	
職場中心の意識、ライフスタイルの見直しと地域活動への促進	

## 基本目標（１）－基本的施策③

### 男女共同参画のための自立支援をしよう

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会を進めていく上で重要なことは、社会を構成している一人ひとりが、生活のあらゆる面で自立意識が確立されていること及び自立支援の対策が整備されていることです。

特に日常生活における男性の自立支援に向けた意識啓発を促進するための講座、研修等を充実していく必要があります。また、ひとり親家族については、職業相談、職業指導及び訓練、雇用に対する賃金助成などの就業援助、各種貸付援助等の自立支援対策が重要です。

#### 【関連：七飯町男女平等参画推進条例】

第11条（家庭生活における活動と他の活動の両立支援）

具 体 的 施 策	関 係 課
男性の日常生活面の自立支援	住民課
ひとり親家庭の経済面の自立支援	福祉課

## 基本目標（１）－基本的施策④

少子高齢化に対応した町づくりを推進しよう

### 【現状と課題】

働く女性の増加により、女性のライフスタイルも年々変化しています。家族構成も、多世代同居家族から核家族化が進んでおり、保育サービスの充実や子育ての支援体制の整備を求める住民ニーズがあります。七飯町においても少子化が進み、子どもの数が年々減少してきており、親同士の交流や子ども同士のふれあいを図る必要があります。子育てに対する負担感を緩和し、安心して子育てできる環境の整備が必要です。

また、高齢化が進む中、高齢者独居世帯、高齢者世帯が年々増えてきています。高齢者が生きがいをもって安心して暮らせるためには、男女共に長年培ってきた知識や経験、技能を有効に発揮できる就業が確保されていること及び生活基盤、生活環境の整備等が図られていることが大切です。そして、介護については女性だけの問題ではなく男性の参加を促進すると共に、公的サービスの充実、地域、家庭全体で介護を支える体制づくりが必要です。

少子高齢化問題は、個人や家庭の責任だけで解決されるものではなく、社会全体で取り組むべき課題として位置づけ、総合的、体系的に施策を推進します。

【関連：七飯町男女平等参画推進条例条文】

具 体 的 施 策	関 係 課
多様な保育ニーズへの対応（延長保育、乳児保育、一時保育、障がい児保育、病後時保育）	福祉課 子育て健康支援課 商工観光課
子育て支援センターの充実	
放課後児童クラブ（学童保育）の充実	
子育て相談事業の充実	
在宅サービスの充実	
地域福祉活動の促進	
シルバー人材センターの参加促進	

## 基本目標（2）

### 職場・家庭における男女共同参画を実現しよう（推進計画関係）

女性の職場への進出は年々増えてきていますが、依然として女性であるというだけで、採用・昇進面においての不公平感、出産・育児後の再就職に当たっては非正規雇用者となる場合が多いなど、働く場面において女性の力が十分に発揮できているとはいえない状況にあります。このため不平等な待遇の改善を図る施策を積極的に進めていく必要があるとともに女性も就業能力を一層高め、育児、介護など女性の負担となりやすいものを男性と分担する必要があります。

また、農林水産業、商工業等の自営業においては、女性が重要な役割を果たしているにもかかわらず、家庭経営であるために適正な評価がされにくい状況にあります。女性が「個」として主体性を確保しながら自らの人生設計をし、対等なパートナーとして自信と充実感をもって働ける環境づくりが必要です。



## 基本目標（２）－基本的施策①

家庭における男女共同参画を実現しよう

### 【現状と課題】

女性と男性が共に、職業の責任と育児や介護などの家庭責任を両立できることは、男女共同参画の最も基本的な考え方の一つですが、現実においては依然として育児や介護、家事労働の多くは女性が担っており、男性の家事時間は極めて少ないのが現状です。

また、高齢化が進む中であっては、家族の育児・介護の負担が益々増大する現状において、家庭責任を男女が共に担い社会全体がこれを支援する体制を作ることが重要になっています。

男女が共に仕事と家庭との両立を図るためには、家事等への男女の参画や家族の協力が必要であり、男女が共に仕事も家庭も充実した生活を送るためには、男女の家庭参加の促進を図る必要があります。

### 【関連：七飯町男女平等参画推進条例】

第11条（家庭生活における活動と他の活動の両立支援）

具体的施策	関係課
男性の日常生活面の自立支援	住民課
ひとり親家庭の経済面の自立支援	福祉課

## 基本目標（２）－基本的施策②

職場における男女共同参画を実現しよう（推進計画関係）

### 【現状と課題】

平成11年4月の男女雇用機会均等法の改正により、募集、採用、配置、昇進を含む雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されたにもかかわらず、企業における募集、採用状況は厳しく昇進においても、依然として登用が少ない状況にあり、また、出産・育児等による離職後の再就職に当たっては非正規雇用者となる場合が多い状況にあります。

平成19年4月からは、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊婦等を理由とする不利益扱いの禁止等を定めた改正男女雇用機会均等法が施行され、また、平成28年4月から女性活躍推進法が施行されたことから、この規程の一層の定着が図られるよう企業への普及啓発を積極的に促進することが必要です。さらに、女性があらゆる分野に進出し、能力を発揮するためには職業能力の向上を図ることが必要であり、そのための情報提供、相談、新しい知識や技術の習得機会の充実を図るとともに、職域を拡大していかなければなりません。

また、職場での女性に対するセクシャル・ハラスメントは、女性の就業環境の悪化、就業意欲の低下に繋がるなど、能力の発揮を阻害するものであり、企業等にセクシャル・ハラスメントが人権問題であるという認識を深め、防止対策の徹底を図る働きかけが必要です。

### 【関連：七飯町男女平等参画推進条例】

第6条（事業者の責務）

第17条（性別による人権侵害の禁止）

具 体 的 施 策	関 係 課
職場における育児・介護休業制度の導入促進啓発・広報	総務財政課 福祉課 子育て健康支援課 商工観光課
出産・育児後の再就職における正規雇用の推進	
男女賃金格差是正の啓発促進	
職場における男女昇進、昇格制度の是正と啓発促進	
女性の職業能力開発機会の充実	
セクシャル・ハラスメント防止対策の推進	

## 基本目標（２）－基本的施策③

農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画を確立しよう

### 【現状と課題】

農林水産業、商工業等自営業において、女性は生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしてきたにもかかわらず、固定的な役割分担意識や慣行のため、労働に対して適正な評価と働きに応じた収入の確保が難しく、また、経営や方針決定過程への参加も進んでいない状況にあるため、対等なパートナーとして男性と共に経営に参画していくことが必要です。

また、農林水産業、商工業等の自営業は家族経営が多く、労働時間や休日が不規則であり、就業条件の整備を図っていかねばなりません。このため、誰もが充実感をもって働けるような家族員相互のルールとしての家族経営協定の締結の普及が重要となります。

また、女性自身の参画意識を高め、男性や地域の意識改革を進めて能力のある人の適正な評価をし、各種団体の役員として方針決定過程への参画を促進していかねばなりません。

また、女性の能力を開発するための研修等を実施し、能力を養成していく必要があります。そして、男女が快適に働き、自由時間を持ち、広域的なネットワークづくりや地域交流で参画促進に向けた先進的取組事例などの情報を取り入れ、研究、研修を深め広い視野を養えるような環境づくりが重要です。

### 【関連：七飯町男女平等参画推進条例】

具体的施策	関係課
女性の経営方針決定の場への参画促進	農林水産課 農業委員会 商工観光課
女性の経済的地位と能力の評価	
広い視野を養うネットワークづくり	
農業経営等家族経営における共同参画の推進（家族経営協定の促進）	

### 基本目標（3）

#### 男女平等意識を確立し女性の人権が尊重される社会を形成しよう

男女平等は、法の下での平等として憲法にうたわれ、各種の法律や制度の中にも位置づけられているが、これを地域社会に深く根づかせ事実上の平等を達成するには至っていません。

男女共同参画を実現するためには、女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれることなく個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが大切です。そのため幼児期から家庭、学校、地域社会などあらゆる分野で教育や学習の充実を図り、性別に基づく固定的役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした互いに思いやりのある男女平等感の形成を促進します。また、女性は男性と異なる健康上の問題を抱えており、生涯にわたっての健康対策支援をしていく必要があります。

女性に対する暴力は、女性の基本的な人権を侵害し自由を制約するものであり、根絶を推進するとともに、被害者の救済や保護体制の整備をしていく必要があります。

### 基本目標（3）－基本的施策①

家庭・地域における男女平等意識を推進しよう

#### 【現状と課題】

男女平等の意識を育むためには、幼児期からジェンダーにとらわれない教育を進めることが必要です。特に、子どもは父母の考え方や行動に強く影響を受けるため家庭・地域における人権尊重、男女平等意識の学習、教育機会の充実を図っていく必要があります。

#### ※ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

#### 【関連：七飯町男女平等参画推進条例】

第14条（教育の推進）

具体的施策	関係課
生涯教育における学習機会の充実	生涯教育課
家庭における平等意識を醸成させるための情報提供と意識啓発	
男女の固定的役割分担意識にとらわれない表現と情報の発信	

### 基本目標（3）－基本的施策②

保育所・幼稚園・学校における男女平等意識を推進しよう

#### 【現状と課題】

生涯において男女平等意識の確立を図るため、特に、人格形成の最も重要な年齢にある幼児教育・学校教育のあらゆる場で、ジェンダーにとらわれない保育・教育施策を積極的に推進していかなければなりません。

また、男女平等意識の定着化を図る保育・教育を実施していくには、女性・男性の意見や考え方を活動方針決定の場へ反映することが大変重要であり、保護者会・PTA運営役員などへバランスのとれた参加を促す必要があります。

#### 【関連：七飯町男女平等参画推進条例】

第7条（保育や教育に携わる者の責務）

第14条（教育の推進）

具 体 的 施 策	関 係 課
幼児教育・学校教育を通して男女平等意識の育成	学校教育課
男女共生教育の推進	福祉課
保育所・幼稚園・学校における活動方針決定の場への女性の参画	保育所 幼稚園 小学校
教職員研修及び保護者への啓発	中学校

### 基本目標（3）－基本的施策③

#### 女性に対する暴力を根絶しよう

##### 【現状と課題】

女性に対する暴力は、女性の基本的人権や自由を妨げ侵害するものであり、あらゆる面において、被害を受けた女性や社会に対して深刻な影響を及ぼします。近年、特に夫や恋人など身近な人から受ける暴力ドメスティック・バイオレンスは、大きな社会問題になっています。その背景として、男女の固定的性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係など古くから残る社会構造が原因であると考えられます。

女性に対する暴力は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題であり、決して許されるものではありません。これをなくすための意識啓発の推進を図ります。

##### ※ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的には、配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力をいう。

##### 【関連：七飯町男女平等参画推進条例】

第17条（性別による人権侵害の禁止）

具 体 的 施 策	関 係 課
女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり	住民課 福祉課 政策推進課
被害者・加害者に対する相談、カウンセリング等救済するための関係機関との連携	
国及び北海道等の公的機関やNPO法人等の民間団体の運営する相談窓口やシェルターの存在を周知する。	

### 基本目標（3）－基本的施策④

#### 生涯を通じた女性の健康支援をしていこう

##### 【現状と課題】

男女が互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会において、女性は妊娠、出産、更年期の健康管理等の問題を抱え、男性とは異なる健康上の問題に直面することから、生涯を通して社会全体が保護していく必要があります。

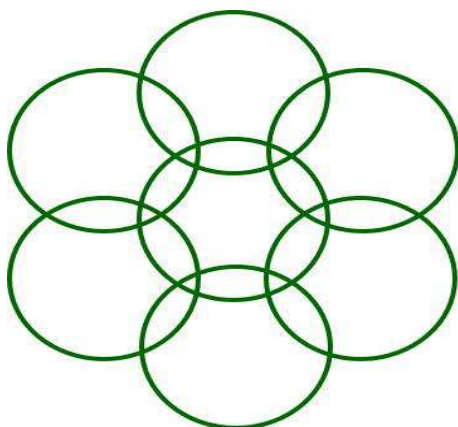
各年齢に応じた性教育は、母性保護の面からも大切であり、特に性感染症予防、望まない妊娠を防止するためにも思春期への対応は重要です。安全な妊娠・出産ができる環境づくりを推進することはもちろん、多様な生き方をするために、子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、自分自身の身体や健康に関わることについて自己決定できる環境づくりを推進します。

さらに、女性の生涯を通して健康を支援していくためには、健康診査、健康教室（薬害教育等）、健康相談等の充実を図る必要があります。

##### 【関連：七飯町男女平等参画推進条例】

具 体 的 施 策	関 係 課
性と生殖に関する権利の確立	福祉課
女性の健康管理・健康保持増進対策の推進	子育て健康支援課





## 第6章

### 基本計画の推進体制

## 基本計画の推進体制

この計画の推進を図るためには、行政の取組はもとより、民間団体、女性団体、企業、関係機関、老若男女を問わず、すべての地域住民が連携を図り、実現に向けて理解と協力を得ながら進めていくことが必要です。

### 1 推進体制及び計画の進行管理

男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女平等の視点を反映させるように努め、男女共同参画社会づくりに向けて女性施策を総合的、体系的に推進する必要があります。

#### (1) 庁内における推進体制

- ・既に庁内の課長等で構成する「政策会議」において、男女共同参画の調査研究をしながら地域の特性や実情にあった施策の企画立案をし、全庁をあげて取り組みます。
- ・毎年、具体的な事業実施状況を取りまとめて進捗状況を把握し、成果の検討と評価を行い、進行の管理を行います。

#### (2) 計画の進行管理

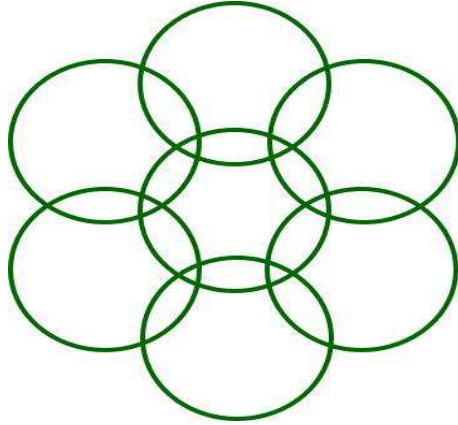
- ・男女共同参画審議会において、進行管理を行うとともに進捗状況を公表することにより、広く町民の意見を求めます。

### 2 町民、関係機関、民間団体等との連携強化

この計画を効果的に推進するために、町民、民間団体、女性団体、商工会、企業等関係機関との連携、協力体制の充実を図ります。

### 3 活動拠点の施設の有効活用

活動拠点の施設として、南北海道大沼婦人会館、七飯町文化センター、大中山コモンの三つの施設を有効活用し、男女共同参画社会実現に向けて地域住民の意識改革や主体的な活動を推進します。



## 参考資料

- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 北海道男女平等参画推進条例
- 七飯町男女平等参画推進条例

# 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女

共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の

下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これ

を国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。



### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員

の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命された

ものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

一（略）

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで（略）

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号抄）

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（後略）

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

## 目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性  
がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業  
生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会  
基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における  
活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務  
を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活にお  
ける活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活にお  
ける活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子  
高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活

力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生

活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定

めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目



## 標

### 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合

会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関

する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の

差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

##### (職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### (財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

##### (啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

る。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。



- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

#### 第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

##### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
  - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。

以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談

支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者から

の暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫



を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、フ

ァクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、

又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的<sup>しゆう</sup>羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はそ

の性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）<sup>じ</sup>、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又

は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）

の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該

命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合に

において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生

活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

#### 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定



する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年6月26日法律第46号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる

同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 北海道男女平等参画推進条例

(平成13年3月30日北海道条例第6号)

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画（第8条）

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策（第9条—第17条）

第3節 道民等からの申出（第18条）

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員（第19条—第22条）

第4章 北海道男女平等参画審議会（第23条—第31条）

### 附則

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動して、法制度を整備することにより進められてきた。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の差別的な取扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において依然として存在している。

こうした男女平等が完全に実現しているとはいえない状況において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、緊要な課題である。

このため、私たちは、男女共同参画社会基本法が男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けていることを踏まえながら、都市と広大な農山漁村地域が混在する北海道の地域性に配慮しつつ、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進を図っていくことが必要である。

このような考え方に立って、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を

総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女平等参画の推進は、男女が共に1人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

- 2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- 3 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。
- 4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。
- 5 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 道は、男女平等参画を推進するに当たっては、国、都府県及び市町村との緊密な連携

を図らなければならない。

(道民の責務)

第5条 道民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力する責務を有する。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）を行ってはならない。

## 第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

### 第1節 基本計画

第8条 知事は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画の推進に関する施策の大綱

(2) 男女の人権の尊重に関する事項

(3) 男女平等参画の普及啓発に関する事項

(4) 道が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### 第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策



(道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進)

第9条 道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

(道民等の理解を深めるための措置)

第11条 道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者（以下「道民等」という。）の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。

(事業者への協力の依頼)

第12条 知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(調査研究)

第13条 道は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(道民の活動等に対する支援)

第14条 道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動及び市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第17条 知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

### 第3節 道民等からの申出

第18条 道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

### 第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員

#### (設置)

第19条 知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置くものとする。

- (1) 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。
- (2) 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。
- (3) 第1号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

#### (苦情等の申出)

第20条 道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

#### (助言等)

第21条 苦情処理委員は、前条の規定による申出があったときは、申し出たものに対し、助言を行うことができる。

2 苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、関係する道の機関に対し、意見を述べることができる。

#### (知事への委任)

第22条 この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、知事が定める。

### 第4章 北海道男女平等参画審議会

#### (設置)

第23条 男女平等参画の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

#### (組織)

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満であってはならない。

#### (委員)

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第5号に掲げる者については、委員の総数の10分の4以内とする。

- (1) 学識経験のある者

- (2) 男女平等参画に係る団体の役職員
  - (3) 事業者を代表する者
  - (4) 市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員
  - (5) 公募に応じた者
- 2 知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域に偏らないように配慮するものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(特別委員)

第29条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、知事が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第30条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は平成13年7月1日から、第3章の規定は同年10月1日から施行する。
- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要

な措置を講ずるものとする。

附 則（平成21年3月31日北海道条例第15号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

# 七飯町男女平等参画推進条例

(平成21年12月21日条例第32号)

## 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第16条）

第3章 性別による人権侵害の禁止等（第17条・第18条）

第4章 男女平等参画審議会（第19条—第23条）

第5章 補則（第24条）

## 附則

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。しかし、性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。

また、少子高齢化や家族・地域社会の変化、情報技術等の急速な進展など、社会経済状況の急激な変化への対応も求められている。

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を、北海道においても平成13年に「北海道男女平等参画推進条例」を定め、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野で対等に参画できる男女平等参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置づけた。

このことから、私たちのまち七飯町においても、この町に住む男女すべての人が、お互いにその人格を尊重しつつ責任を分かち合い、社会的・文化的に形成された性別意識にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮して、その人らしく暮らすことができることを願い、男女が平等に参画するまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者並びに保育や教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女平等参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会の実現をめざすことを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (4) 事業者 町内において、公的機関若しくは民間を問わず、又は営利若しくは非営利を問わず事業を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別により差別を受けることがないこと、男女ともに個性が尊重され、能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別によって役割を分けるような習慣を改めること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町における施策及び事業者における方針の立案又は決定に対等に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、豊かな家庭生活を享受しつつ、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解及び決定が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康の維持が図られること。
- (6) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。）が根絶されること。
- (7) 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会における取組を踏まえながら行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、町民、事業者及び保育や教育に携わる者（以下「町民等」という。）、国及び他の地方公共団体並びに関係団体と連携を図り、これらの者の協力を得て男女平等参画を推進しなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、基本理念にのっとり、男女平等参画に関する理解を深め、職場、家庭、学校、地域等社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進に努めるものとする。

2 町民は、町が行う男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、その事業に従事する男女が能力を十分発揮できる環境の整備に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、町が行う男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（保育や教育に携わる者の責務）

第7条 保育や教育に携わる者は、保育や教育を行うに当たっては、果たす役割の重要性を認識し、性別にとらわれず個性を尊重し、能力が発揮できるよう努めるものとする。

2 保育や教育に携わる者は、町が行う男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

（基本計画）

第8条 町長は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 町長は、基本計画を策定するに当たっては、町民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、七飯町男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、基本計画を策定したときは、直ちにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第9条 町は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の反映に努め、男女平等参画の推進に配慮するものとする。

（付属機関等における構成員の男女均衡）

第10条 町は、附属機関等の委員その他構成員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立支援)

第11条 町は、男女がともに家庭生活における活動と職場や地域等における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(調査研究等)

第12条 町は、男女平等参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第13条 町長は、毎年、男女平等参画の推進に関し、町が講じた施策の実施状況及び進捗状況を公表するものとする。

(教育の推進)

第14条 町は、町民等への基本理念の普及を図り、男女平等参画についての理解を深めるため、男女平等参画に関する教育の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町民は、生徒、児童及び幼児（以下「生徒等」という。）に対し、基本理念の普及を図り、男女平等参画についての理解を深めるため、家庭及び地域において、男女平等参画の推進に関する教育を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、従業員に対し、基本理念の普及を図り、男女平等参画についての理解を深めるため、職場において、男女平等参画の推進に関する教育を行うよう努めなければならない。

4 学校又は保育所を設置し、又は管理する者は、生徒等の発達段階に応じた男女平等参画に関する教育の推進に努めなければならない。

5 町は、前3項の規定による男女平等参画に関する教育の推進を支援するため、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(相談への対応)

第15条 町は、性別による差別的取扱いその他の男女平等参画の推進を阻害する行為について、町民等から相談があった場合は、関係機関との連携の下に適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第16条 町は、総合施策に関する男女平等参画についての町民等からの苦情の申し出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。



### 第3章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第17条 何人も、職場、家庭、学校、地域等社会のあらゆる場において、性別を理由とする権利の侵害や差別的扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、家庭、学校、地域等社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる暴力や虐待を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第18条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、その他男女平等参画の推進を阻害するような表現を行わないよう努めるものとする。

### 第4章 男女平等参画審議会

(設置)

第19条 男女平等参画の推進に関する基本的事項を調査審議するため七飯町男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第20条 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画に関すること。

(2) 男女平等参画の推進に関する基本的事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

2 審議会は、男女平等参画の推進に係る事項について、町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第21条 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員10人以内で組織する。

(1) 学識経験者

(2) 町長が適当と認める者

(3) 町内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、町長が行う公募に応じた者

2 委員総数に対する男性比率及び女性比率は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないものとする。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、総務部政策推進課において処理する。

#### 第5章 補則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成12年条例第33号)の一部を次のように改正する。

[次のよう(略)]

附 則(平成26年9月29日条例第17号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

## 七飯町男女平等参画審議会委員（計画策定時）

	氏名	備考
会長	大竹 幸次郎	社会福祉法人七飯町社会福祉協議会会長
副会長	水嶋 八重子	七飯町男女平等参画推進協議会会長 七飯更生保護女性会会長
委員	西坂 由美子	七飯町男女平等参画推進協議会副会長 七飯町女性団体連絡協議会会長
委員	工藤 なな子	七飯町男女平等参画推進協議会理事 七飯町商工会女性部
委員	山崎 サキ	七飯町男女平等参画推進協議会理事 新函館農業協同組合七飯町女性部
委員	岩崎 正子	七飯町男女平等参画推進協議会理事 七飯町しおん会
委員	神崎 和枝	七飯町男女平等参画推進協議会事務局長 ボランティアサークルみどり会
委員	寺沢 久光	七飯町町内会連合会会長
委員	川又 修治	七飯町商工会会長
委員	岩間 公博	七飯地区連合会長

任期：平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

（令和4年2月修正）